「当座勘定規定」の改定について

平素より、津山信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

2024年2月21日(水)より、「当座勘定規定(一般用)」「当座勘定規定(専用約束 手形口用)」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されますので、 あらかじめご了承お願いいたします。

記

- 1. 改定日 2024年2月21日(水)
- 2. 対象となる規定 「当座勘定規定 (一般用)」ならびに「当座勘定規定 (専用約束手形口用)」
- 3. 改定内容
 - ・「当座勘定規定」の「支払の範囲」条項に手形決済資金への充当時限を明記

以 上

改定日:2024年2月21日

※下線部改訂

新	旧
当座勘定規定(一般用)	当座勘定規定(一般用)
第1条~第8条 (略)	第1条~第8条 (略)
第9条(支払の範囲)	第9条(支払の範囲)
(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金 庫はその支払義務を負いません。
(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込ま	<u>(2)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
れた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金 を支払に充当することもできるものとします。	
(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	
(以下略)	(以下略)
2024年2月21日 現在	2022年11月4日 現在

改定日:2024年2月21日

※下線部改訂

新	旧
当座勘定規定(専用約束手形口用)	当座勘定規定(専用約束手形口用)
第1条~第8条 (略)	第1条~第8条 (略)
第9条(支払の範囲)	 第9条 (支払の範囲)
 (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。 (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 	(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。
(以下略)	(以下略)
2024年2月21日 現在	2022年11月4日 現在